

平成 26 年司法試験 答案構成

設問 1

1 結論

認められる

2 理由

(1) 昭和 45 年判例

取引の安全×

主観に左右 → 手続不安定

(2) 取引の安全について

和解≡訴訟上の和解 互譲は同じ

→取引類似性

⇒取引安全○

(3) 手続の安定について

訴訟手続

→訴訟行為重なる・波及

訴訟上の和解 訴訟終了効

→波及なし

(4) 私法上の効力について

私法行為に表見法理適用

→別訴で争い

同じ手続内で判断のほうがいい（職権調査・上告再審）

3 結語

設問 2

1 結論

争えない

2 理由

(1)

55 条 2 項 2 号・訴訟代理人の和解権限の範囲・解釈

(2)

互譲・訴訟物以外も権限

不利益

規範

(3)

事故被害者

- 謝罪要求・当然
- ⇒予測可能
- 被害者の要求・強
- 拒絶＝不成立
- ⇒必要有用（S38 も同様）

3 結語

設問 3

1 結論

以下の反論

2 原則論

既判力・2項・5項

3 117条の趣旨

損害額・予測に基づく訴訟行為・認定・困難

4 既判力の縮小

手続保障の範囲で既判力（117も）

後遺障害＝和解後

→考慮せず

⇒手続保障なし

5 既判力の不発生

和解の既判力＝契約内容

→意思解釈

合理的意思＝予見可能な損害に限定